

恵生生第5号
令和3年1月15日

町内会長・自治会長 各位

恵庭市長 原田 裕
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症集中対策期間の延長について

日頃より、市政各般に亘りご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、北海道より新型コロナウイルス感染症対策本部の決定事項として、集中対策期間がさらに延長となる通知が届きましたのでお知らせいたします。

期間は下記のとおりで、要請事項は変わらず引き続き対策を取りながら活動にあたられますよう
よろしく願いいたします。

なお、地域会館へのポスターにつきましては集中対策期間が終了するまで掲示をお願いいたします。

記

集中対策期間 令和3年1月16日(土)～令和3年2月15日(月)

□別紙

1. 集中対策期間について
2. 公共施設をご利用の皆様へ

【問合わせ先】

〒061-1498 恵庭市京町1番地
市民生活課 中井、赤川
TEL:33-3131(内線1185)

公共施設をご利用の皆様へ

新型コロナウイルス

北海道は警戒ステージ

3

恵庭市到着

集中対策期間継続中

マスク着用と手洗い、体調管理の徹底をお願いします。

体調が悪い時の
外出自粛

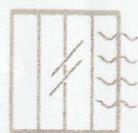


3密回避できない
会合自粛



下記の方は特にご注意ください

- ・高齢者・基礎疾患を有する方
- ・重症化リスクの高い方
- ・高齢者や持病のある方に接する機会のある方



こまめな換気



湿度 40%以上が目安
適度な保湿

5人以上や2時間

を超える飲食の

回避



感染リスクを高めやすい場面

マスク
なし



換気が
悪い



人と人との
距離が近い



長時間
滞在

<< 新型コロナウイルスの症状に関する相談窓口 >> 北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター

☎0800-222-0018 (フリーコール) (24時間対応)

恵庭市

集中対策期間

～国の緊急事態宣言を踏まえ、強い危機感を共有して、集中的に取り組む施策～

期間

令和3年1月16日（土）～ 令和3年2月15日（月）

協力要請のポイント

- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避できない場合
 - ・ 札幌市内においては、不要不急の外出を控える
 - ・ 札幌市との不要不急の往来を控える
- できる限り同居していない方との飲食は控える
- 札幌市においては、市内全域の接待を伴う飲食店及びすすきの地区の飲食店等について時短要請

一段の感染拡大など、今後の状況によっては更に強い措置を講ずる。
なお、札幌市における対策の緩和については感染状況に応じて段階的に行うが、必要な対策については、道の警戒ステージ3相当以下に下がるまで続ける。

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避できない場合
 - ・ 札幌市内においては、不要不急の外出を控える
 - ・ 札幌市との不要不急の往来を控える
 - ・ 外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避する行動の徹底
 - ・ できる限り同居していない方との飲食は控える
 - ・ 「北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
 - ・ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方等）と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動を更に徹底する
 - ・ 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
 - ・ 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムを徹底して活用する
- 営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容の要請
 - ・ 札幌市内における接待を伴う飲食店を午後10時から翌午前5時まで利用しない
 - ・ 札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域においては、飲食店等を午後10時から翌午前5時まで利用しない

【事業者の皆様への要請】

- 札幌市内の接待を伴う飲食店について、営業時間の短縮（営業時間等は別紙1のとおり）
- 札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域における飲食店等に対し、営業時間の短縮（営業時間等は別紙1のとおり）
- 業種別ガイドラインや北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底
- 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検
- テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

特措法に基づく協力要請の内容の補足 ～ 札幌市内を含む道内全域 ～ （参考）

- 感染リスクを回避できない場合の例
 - 北海道スタイルを実践していない施設等の利用、密閉された屋内において人との距離が十分に保たれない長時間の会合、飲食の場面（同居者のみの場合を除く）においては、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲食など
- 体調が悪い場合の例
 - 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合 など